

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 74
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

台風7号災害の被災者に係る 被保険者証等の提示等について (保険証の提示なくとも受診可)

この度の台風7号に係る災害で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

8月15日付で厚労省から事務連絡が発出され、被災者の受診について、保険証の提示がない場合でも下記事項を確認すれば、保険で受診できる旨が示されました。公費負担各制度の受診についても、同様の取扱いです。

<受診時の確認事項>

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先(電話番号等)
4. ①被用者保険の被保険者：事業所名
②国保・後期高齢の被保険者：住所(国保組合の被保険者は住所、組合名)

<公費負担 各制度の受診について>

公費負担についても、①各制度の対象者である旨の患者からの申し出、②患者氏名、③生年月日、④住所、等を確認することにより、受給者証等の提示がなくとも、保険での受診が可能です。

厚労省事務連絡には、保険者を特定できた場合、特定できなかった場合のレセプトの記載方法が示されています。該当患者の受診があり、記載方法等がご不明の場合は協会にご相談ください。

以上、取り急ぎのお知らせです。疑問など協会にお寄せください。

協会事務局 ☎ (0859) 24-3063